

## 緊急事態措置実施区域の地域ごとの柔軟な対応を求める意見書

政府において、7月11日までの予定であった沖縄県を対象区域とする緊急事態措置について、8月22日までの再延長が決定された。

沖縄県においては、本島と各離島は離れた距離にあり（本島と石垣島間は約400km）、主たる渡航手段は航空機であることを鑑みると、離島を含む都道府県における緊急事態措置を実施すべき区域の設定に当たっては、都道府県単位ではなく、市町村単位でよりきめ細やかに実施すべきであると考えます。

本市においては、直近の新型コロナウイルス新規陽性者数が0から1桁台前半の日が続き、感染の拡大は比較的落ち着いている状況にあり、ワクチン接種率も、65歳以上の接種率は84%を超え、今年9日より開始された35歳から64歳までの一般接種も7月29日までに、57.9%が予約を完了している状況である。

このような中、42日間という大幅な緊急事態措置の期間延長は、これまで休業や酒類提供停止等の要請に従ってきた飲食店を始めとする市内の多くの事業者、また自粛生活を強いられている市民にとって大きな落胆と経済的損失をもたらすものである。このままでは、遠からず要請に従わなくなる事業者が続出するなど、緊急事態措置の効果が大きく損なわれ、結果としてかえって感染拡大に繋がってしまうことなどが強く懸念される。

以上より、本市議会は離島においての感染力の強い変異株による著しい感染拡大を抑えつつ、経済を維持していくために、離島圏域においては特例的に、市町村単位での緊急事態措置実施区域からまん延防止等重点措置対象地域への移行等の柔軟な区域設定及び運用がなされるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月16日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、厚生労働大臣、沖縄県選出国會議員、沖縄県知事